

東京都多重債務問題対策協議会（第22回）

議事録

令和7年6月13日（金）

第一本庁舎42階（北側）特別会議室B

午後3時00分開会

○阿部課長 それでは、時間になりましたので、まだオンラインで入られる予定の先生がお見えになっていませんけれども、時間もありますので開始させていただきます。

ただいまから、第22回「東京都多重債務問題対策協議会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして本当にありがとうございます。

本協議会の事務局を担当しております生活文化局消費生活部企画調整課長の阿部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○小林課長 同じく事務局を担当しております福祉局生活福祉部地域福祉課長の小林でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○阿部課長 初めに、オンラインで御出席されております委員の皆様にご説明を申し上げます。オンラインにて発言される際には、発言される時以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。また、音やカメラなどの不具合が生じた際には、一旦オンライン会議から御退室いただきまして再入室を試みていただければと存じます。再入室しても改善されない場合、あらかじめお伝えしております緊急の電話番号に御連絡をいただければと思います。

会場にお越しの先生方につきましては、御発言の際、近くのマイクを御使用いただくようお願いいたします。マイクは今オフになっておりますので、御発言される時はオンにさせていただきますようお願いいたします。また、御使用の際にはオンライン出席の皆様にもお声が届きやすいよう、なるべくマイクを口元に近づけてお話しいただければ幸いです。御協力のほど、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、会長であります生活文化局長の古屋から御挨拶を申し上げます。

○古屋会長 会長の生活文化局長の古屋でございます。皆様、本日は御出席いただきましてありがとうございます。

東京都は、この多重債務問題につきまして、自己破産者が急増して社会問題化した平成19年に協議会を設置しております。

また、最近の状況でございますけれども、都内の消費生活センターへの相談件数は平成20年度のピーク時に比べて4分の1程度にまで減少しております。しかしながら、令和2年度以降やや増加に転じておまして、令和6年度は2,200件程度の相談が寄せられております。後ほど部会のほうからも報告いたしますけれども、直近の特別相談におき

ましては、若者からの相談に増加の傾向が見られているようでございます。また、昨今の物価高騰が家計に与える影響も懸念されておりました、引き続き相談状況を注視していく必要があると考えております。

本協議会におきましては専門分野ごとに部会を設置しまして、相談事業や生活再生事業、ヤミ金融被害防止に係るキャンペーンなど、様々な取組を実施していただいております。

本日は、皆様からのこの1年の取組について共有いただきまして、今後の対策に生かしていきたいと考えております。

今後とも関係団体の皆様と連携を密に図りながら多重債務問題に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様には引き続き御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。まして最初の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○阿部課長 古屋局長は次の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

○米澤委員 一言よろしいですか。この会議は局長が会長として我々を招集して主催する要項になっていると思いますけれども、その方が挨拶だけして退室されるというのは、ここ数年の相場なのでしょうか。それから、今、公務とおっしゃいましたけれども、こちらは公務ではないということでしょうか。

○古屋会長 申し訳ございません。もちろんこちらも大切な公務だと認識しておりますし、減ってきているとはいえ、この問題が非常に重要な問題だということは認識しております。

公務というのは、この後、出張がありまして外出するものですから、今回、この問題につきましては消費生活部長に運営を任せまして、もちろん私も後から報告いただくことにしていますけれども、今日はそういった形でお願いしようというところでございます。この問題が引き続き非常に重要な問題であるということは、もちろん認識しております。

○米澤委員 もともと日程を重ならないように調整すればいいだけのことなので、次回は御出席いただけたと考えております。ありがとうございました。

○古屋会長 承知しました。ありがとうございます。

では、よろしくお願いいたします。

○阿部課長 それでは、この後の進行につきましては、消費生活部長の志村が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○志村委員 消費生活部長の志村でございます。本日の進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

本協議会につきましては、設置要綱第9の規定に基づきまして原則公開することとなっておりますので、本日の協議会は公開で行うこととさせていただきます。

まず、事務局から委員の御紹介をさせていただきます。

○阿部会長 それでは、初めに会場にお越しの先生方から座席順に御紹介申し上げます。

モニターに向かいまして左側の座席から御紹介いたします。

東京第二弁護士会 法律相談センター運営委員会 副委員長、笹森委員でございます。

東京司法書士会、安藤委員でございます。

日本司法支援センター東京地方事務所 副所長、生田委員でございます。

全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会 川の手市民の会、中村委員でございます。

東京都金融広報委員会 事務局長、岡崎委員でございます。

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター 相談受付課長、増尾委員でございます。

公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会 専務理事、米澤委員でございます。

続きまして、モニターに向かって右側の座席の先生方を御紹介申し上げます。

財務省関東財務局東京財務事務所 所長、伊藤委員代理、理財第4課長、岩崎様でございます。

瑞穂町 協働推進部長、宮坂委員でございます。

東京都職員につきましては紹介を省略させていただきます。お手元の座席名簿を御参照ください。

続いて、オンラインで御出席の委員を御紹介いたします。オンラインで御出席の委員におかれましては、恐れ入りますが御紹介いたしましたらマイクをオンにさせていただいて、マイクテストを兼ねて何か一言御発言いただくと幸いです。なお、紹介が終わりましたらマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。

第一東京弁護士会 法律相談センター運営委員会 副委員長、田中委員でございます。

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 事務局長、高橋委員でございます。

八王子市 市民部長、中部委員代理、消費生活センター所長、奈良様でございます。

なお、松原委員、内村委員、福司委員、石鍋委員におかれましては、御欠席の連絡をいただいております。また、東京都の委員のうち、福祉局長の高崎でございますが、欠席をさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○志村委員 続きまして、事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○阿部課長 それでは、本日の資料について御案内いたします。オンラインで御出席の委員の皆様におかれましては、事前にお送りした資料により、また、会場にいらっしゃる先生方につきましては、お手元のタブレットにより御確認ください。資料の件名は省略いたしまして、資料の番号のみ読み上げをさせていただいて御案内させていただきます。

まず、本日の次第がございまして、資料1、資料2、資料3は資料3-1から3-5までございます。資料4、資料5は資料5-1から資料5-3までございます。資料6は資料の6-1から6-2まで、資料7は資料7-1から7-2までとなっております。

以上が事務局からの資料でございます。

続きまして、委員から御提供いただきました資料が5点ございます。

資料8-1につきましては、日本クレジットカウンセリング協会、米澤委員に御提供いただいた資料でございます。

資料8-2につきましては、日本貸金業協会、増尾委員から御提供いただいた資料でございます。

資料8-3につきましては、日本司法支援センター東京地方事務所、生田委員から御提供いただいた資料でございます。

資料8-4につきましては、東京都金融広報委員会、岡崎委員から御提供いただいた資料です。

資料の8-5につきましては、財務省関東財務局東京財務事務所、伊藤委員から御提供いただいた資料でございます。

以上でございます。

なお、資料3-3、8-3及び8-5につきましては、本日の席上配付限りの資料となりますので御留意いただきますようお願いいたします。

以上の資料がお手元にあることを御確認いただけたでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

○志村委員 それでは、お手元の会議次第に従いまして議事を進めてまいります。

最初に、議事1、各部会報告でございますが、まず、事務局から各部会の開催状況について説明をお願いいたします。

○阿部課長 資料2を御覧ください。資料2につきましては各部会の開催状況をまとめてございます。生活再建部会につきましては令和7年2月18日、情報連絡部会につきまし

ては多重債務に関する研修の実施を行っております。また、相談部会につきましては昨年7月11日に第27回開催、また、貸金業部会につきましては5月20日に第30回の部会を開催しております。相談部会と貸金業部会につきましては合同部会ということで今年の1月17日に開催しております。

○志村委員 引き続きまして、各部会長から部会ごとの取組状況の報告をお願いしたいと思います。なお、質疑につきましては、この部会の報告が一通り終わった後に時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、生活再建部会と情報連絡部会について、新内委員からお願いいたします。

○新内委員 福祉局生活福祉部長の新内でございます。私からは生活再建部会と情報連絡部会について御報告をいたします。

まず、生活再建部会についてでございますが、資料3-1「多重債務者生活再生事業の実施状況について」を御覧ください。文字が非常に小さくなっていて恐縮です。この事業ですが、多重債務、過剰債務で生活が困難な状況にある方に対して、生活相談、家計の診断を行った上で、必要な方に資金の貸し付けを行うことで多重債務の解決と生活の再生を支援する事業でございます。

一番上の1、事業実績を御覧願います。新規の相談件数は平成27年度以降の最近10年間を見ますと、令和元年度までは多少の増減は見られますもののほぼ横ばいで推移しておりましたが、令和2年度は大きく減少して807件となっております。こちらは御案内の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減った方に対する、国の特例貸付や、住宅確保給付金などの低所得者支援策が拡充したことなどが要因として考えられます。ただ、こういった支援が終了した令和4年度にはまた増加に転じまして、令和6年度は1,274件と増加傾向になっております。

その下は相談についての分析でございます。左のグラフは令和6年度の実績、右側の表は令和2年度から6年度までの5年間の推移を示しております。このうち最近の傾向を中心に御報告いたします。

まず、②の相談内容を御覧願います。右側の年度別の推移を見ますと近年減少傾向にはありますが、例年と同じく一番上の生活費の不足が最も多く50%、次いで多いのが月々の返済額の軽減、続きまして、病気といった順となっております。ただ、令和6年度においては住居や転居先の確保が大きく増加をしております。

続きまして、左下の③職業別を御覧願います。相談者の職業についての割合ですが、中

ほどにあります無職につきまして、令和2年度は19%ですが、それ以降は減少し、令和4年度以降は11%となっております。一方で、非正規雇用の割合は増加傾向にあります。

次に、右上の④債務残高を御覧願います。令和3年度以降、相談者1人当たりの平均債務残高は横ばいの状況にあったものの、令和6年度は610万円と大きく増加しております。

その下の⑤相談者の年収でございますが、収入のない方は令和2年度は20%でしたが、その後は減少し、直近6年度では10%となっております。

続きまして、⑥他機関への紹介でございます。最も多い紹介先は弁護士会となっております。任意整理や自己破産といった債務整理が必要と思われる方の紹介先となります。近年大きく増加傾向にありまして全体の約半数を占めております。令和元年度から4年度にかけて最も多い紹介先でしたフードバンクは、令和6年度は7%と減少しております。こちらは先ほど御報告いたしました職業別の無職や、無収入といった方が減少してきたことと関連しているものと思われま

す。続きまして、次のページの令和6年度の主な取組でございます。こちら重点的なものに絞って御報告いたします。

まず、左側の①関係機関との連携の(1)関係機関の紹介・連携支援といたしましては、本日御出席いただいております委員の皆様が所属されている関係機関等を相談者の状況に応じて紹介するとともに、連携しながら支援を実施しております。

次に、左下の(4)区市の相談窓口と連携した支援の実施でございます。都の生活再生相談窓口では、区市の自立相談支援機関が相談者の支援方針に迷った場合に連携して対応を行っております。この連携実績の推移を御覧いただきますと、令和6年度は、307件と増加をしております。区市等の窓口でも多重債務を抱える困難なケースが年々増加しているのではないかと考えております。

右側の事業の周知・広報、対応力向上については後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、昨今の多重債務問題において課題となっております若年層からの相談の増加について、資料3-2を御覧願います。最近の相談の傾向としましては、表1の一番上にありますように、20代以下の相談者の方が令和元年度は全体の占める割合の9%でしたが、その後徐々に増えていき、6年度では16%となっております。また、右上の表2にございますように、6年度の数値を2年度と比較しましても、相談の最も多い層の50

代の割合は減少し、20代以下の新規相談の割合が増加しております。

若い世代の借入れの動機としましては、その下、表3の囲った部分、上の3つの事項になりますが、遊興費・交際費、ギャンブル、物品購入の占める割合が50代と比較して顕著に高くなっております。これらの傾向はその下、「3、若年層の相談から感じる事」にありますように、消費者を取り巻く環境が大きく変化する中で、SNSをはじめとしたツールに一番身近である若者が影響を受けているのではないかと考えております。

また、参考までに、こちらの計画の資料につきましては、第2期の計画を資料に添付してございますので、後ほど御覧いただければと思います。

続きまして、情報連絡部会の活動について御報告をいたします。

資料4を御覧願います。当部会では各種相談窓口の職員が日頃から住民と接する中で多重債務問題に気づき、早期の支援につなげることを目的としまして様々な研修を実施しております。令和6年度は基礎的な知識の習得を目的とする新任職員向けの研修と実践的な内容を取り入れた経験者向けの研修をそれぞれ2回、計4回開催いたしました。参加者は東京都や区市町村の福祉部門、消費生活部門、税務徴収部門などの窓口職員や社会福祉協議会の職員などで、令和6年度では330名の方が参加されました。

いずれの研修におきましても、多重債務問題に精通していらっしゃいます弁護士の先生方から債務整理の方法、最近の相談状況などについて事例を交えて御説明をいただいております。また、新任職員向けの研修では、都の自殺対策の取組、経験者向け研修では法テラスさんの事業紹介や具体的事例を用いて家計表作成といったワークも取り入れて実施をいたしました。

下段のほうには研修受講者のアンケートをいただきまして、多くの受講者からとても参考になったという評価をいただいております。

今後とも様々な機関の窓口で多重債務を抱えた方の早期発見、早期支援、また、適切な関係機関との連携を促進するため、こういった研修を継続してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○志村委員 ありがとうございます。

引き続きまして、相談部会について、小菅委員からお願いいたします。

○小菅委員 相談部会部会長の小菅です。相談部会の取組について御報告いたします。

資料5-1を御覧ください。まず、東京都が実施している多重債務問題解決のための仕

組み「東京モデル」について御説明いたします。

「1、多重債務相談『東京モデル』の推進のイメージ図」を御覧ください。多重債務に関する相談が都内の消費生活センターに寄せられた場合、債務整理等によって多重債務問題の解決を図るためには、相談者を確実に専門機関につなげる必要がございます。しかし、イメージ図の左側にもございますが、相談者の多くは弁護士や司法書士に直接相談した経験がなく不安であるとか、また、費用が幾らかかるか心配という理由から、相談員が専門相談窓口を案内するだけでは専門相談窓口へ相談に行かず、ひいては多重債務の解決につながらない可能性が高くなります。

そこで平成19年度に本協議会相談部会において御審議いただき、多重債務問題を抱える相談者を専門相談窓口へ確実につなげ、きめ細かくフォローアップする仕組みとして「東京モデル」を構築しました。試行期間を経て平成20年度より本格実施しています。

「東京モデル」では、まず、消費生活センターの相談員が多重債務の状況について相談者から丁寧に聞き取りを行います。内容に応じて相談員が直接専門相談窓口を予約して相談者が連絡できるように段取りをします。後日、専門相談窓口から相談結果の報告を受けるという流れになっております。もし、予約当日に相談者が専門相談窓口に来なかった場合についてもその報告をいただいて、相談員が相談者に事情を伺って再度予約を入れるなどのフォローアップを行っています。

「東京モデル」の活用実績は資料5-1の下段、「2、多重債務相談件数の推移」、左側の表を御覧ください。「東京モデル」の仕組みを活用して専門相談窓口につないだ多重債務の相談実績は、平成20年の試行期間から令和6年度の実績53件まで、合計でおよそ2,500件となりました。

続いて、下段右側の表、「都内消費生活センターに寄せられた多重債務相談件数」について御説明いたします。令和2年度に1,728件まで減少しましたが、令和5年度に2,049件と2,000件を超え、令和6年度は2,214件と増加傾向に転じています。相談内容を見ると、物価高などの影響を原因とした生活苦が多くなっているほか、副業・投資などの悪質な契約による高額な被害等による債務が原因となっているケースもあります。この1～2年では20代、30代の若い人のギャンブルを原因とした債務相談も目立っています。

次に2ページ、「3、特別相談『多重債務110番』の実施」について御報告いたします。これまでに実施した過去の結果については「『多重債務110番』相談受付実績」を御覧く

ださい。平成19年度に「多重債務110番」を開始した当初は東京都単独で実施していましたが、平成20年度以降は区市町、弁護士会や司法書士会、法テラス等の関係機関にも御協力いただき、共同で実施してまいりました。令和6年度の実績としては、9月に実施した第1回は全体の相談件数が164件、3月に実施した第2回は180件となっております。

令和6年度の各回の実施結果をまとめた資料を3ページ以降に資料5-2として添付しておりますが、資料7ページ以降、直近の令和7年3月の実施分については、特に20代、30代の若い人からの相談が多く寄せられました。なお、今年度については例年どおり、9月と3月に「多重債務110番」を関係団体や都の自殺防止キャンペーンと連携して実施する予定です。

最後のページ、資料5-3を御覧ください。依存症が疑われる相談者への対応に係る東京都消費生活総合センターの取組について報告します。

当センターで相談や相談者のカウンセリングを御担当いただいている精神保健福祉士を講師として「多重債務110番」実施の前月である8月と2月に、都及び区市町のセンター相談員に対する研修を実施しています。令和6年度のテーマは8月が「対応困難ケースにおける、心理的背景の理解と対応」、2月が「悪質業者にターゲットにされやすい知的障がいの方に対する消費生活センターで可能な支援とは～知的な課題を抱える人の特徴とカウンセリングコーナーの活用方法～」です。都センター相談員のほか、8月は48区市、2月は49区市町の相談員の計110名が受講しました。今年度も同様の趣旨で相談員向けの研修を実施する予定です。

続きまして、特別相談「多重債務110番」における専門家による対応についてです。昨年度、9月と3月に実施した「多重債務110番」では、東京都消費生活総合センターに精神保健福祉士を配置し、ギャンブルや買い物依存症など、精神的な要因があると思われる多重債務の相談者などに対してカウンセリングを実施しました。この取組は平成24年度から実施しております。昨年度は11件、(9月に6件、3月に5件)の実績がありました。本年度も「多重債務110番」の際に精神保健福祉士を配置する予定です。

今後とも関係機関と緊密に連携して多重債務の相談対応に取り組んでまいりたいと考えております。

相談部会の報告は以上でございます。

○志村委員 ありがとうございます。

引き続きまして、金融業部会につきまして、原委員からお願いいたします。

○原委員 貸金業部会の部会長を務めております原でございます。貸金業部会の取組状況を資料に沿って御報告いたします。

資料6-1を御覧ください。「都における貸金業対策の概要」でございます。まず、貸金業登録、行政処分の状況から御説明いたします。

1の「東京都知事登録業者数の推移」につきましてはピークである平成14年度から大幅に減少し、近年はおおむね横ばいから微減で推移しております。令和6年度末時点では549社となっております。

次に、2の「悪質な業者に対する行政処分数の推移」です。近年は極めて悪質という事案は減少傾向にあり、業者の活動状況などを丹念に検査することで法令に違反した業者に対して令和6年度は業務停止処分2件、業務改善命令1件の行政処分を実施いたしました。

続きまして、3は苦情相談件数の推移となります。令和6年度は715件でございます、近年は600～700件程度の苦情相談が寄せられております。

次に、資料の下段の「貸金業者の資質向上に向けた取組」でございます。都は悪質な業者に対して厳しく指導・処分する一方で、健全な事業者の育成にも取り組んでいます。具体的には業者の自主的な業務改善を促すことを目的に、3年に一度義務づけられている登録更新の機会を活用して更新時講習会を開催しております。

実施内容といたしましては、弁護士による業務運営に関する講義や検査指導でのポイントなどについて動画で配信し、講習終了後には修了証書を交付しております。なお、この講習の受講は任意でございますが、令和6年度においては3分の2の業者が受講しております。

続きまして、資料6-2を御覧ください。都におけるヤミ金融被害防止のための啓発・宣伝活動の内容をまとめたものでございます。実施に当たりまして、本日御出席いただいております関係団体の皆様方にも御協力をいただいております。改めまして御礼を申し上げます。

まず、1の「一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン」です。ヤミ金融被害の防止には広域的な取組がより有効であることから、埼玉県、千葉県、神奈川県と合同で年2回啓発活動を実施しております。昨年度につきましても6月と11月に実施しており、うち11月は資金需要が高まる年末を控えているということで強化月間としているところです。

キャンペーンの主な内容ですが、公共交通機関等での啓発動画の放映やインターネット

広告、参加機関のホームページ等での啓発活動を実施しました。また、11月には立川の昭和記念公園で開催された「たちかわ楽市2024」に出展し、セミナーや無料での法律家計相談、啓発リーフレット入りのグッズの配付などを実施いたしました。

次に、2ページ目の「2、東京都ヤミ金融被害防止街頭キャンペーン」では、11月にJR新橋駅前SL広場で行われた「新橋古本市」に出展してグッズの配付などを行いました。

「3、資金需要者向けセミナー」につきましては、高校生・大学生などの若年者や高齢者を対象に、ローン・クレジットの基礎知識習得やヤミ金融による被害防止などのために講師を派遣する出前講座を日本貸金業協会様と連携して開催しております。令和6年度は20団体、2,819人に受講していただいております。

最後に「4、その他の啓発・宣伝事業」ですが、ファクタリングを装った違法な貸し付けに対する注意喚起として啓発リーフレットを作成し、都内の中小企業約1万8000社に送付したほか、台東区消費生活展及び江東区消費者展の出展により啓発活動を行いました。

貸金業部会におきましては、今後とも関係団体の皆様方と十分連携を図りながら様々な活動に取り組み、ヤミ金融による被害防止に努めてまいります。

以上で貸金業部会の報告を終わらせていただきます。

○志村委員 ありがとうございました。

最後に、私から東京都の金融経済教育につきまして御報告いたします。

資料7-1を御覧ください。都は東京都消費生活基本計画の中で金融経済教育を含む消費者の教育の推進に力を入れることとしておりまして、実施に当たりましては消費者教育の推進に関する法律に基づき設置した東京都消費者教育推進協議会におきまして、委員の御意見をいただきながら進めておるところでございます。

具体的な取組については資料の2枚目を御覧ください。東京都では東京都金融広報委員会様との共催で都民向けに金融経済をテーマにした講演会を実施しております。昨年度は7月に「デジタル社会と消費者トラブル～最近の事例と対策」と題しまして、国際弁護士の八代英輝先生にお話をいただきました。今年度は7月18日に「世の中うまい話はない、知って防ごう消費者トラブル」と題しまして、弁護士の菊地幸夫先生にお話しいただく予定でございます。

また、自立した消費者の育成には子供の頃からのきめ細やかな消費者教育が必要なこと

から、都では学校における消費者教育の推進を図るため、様々な消費者教材を作成しております。令和5年度に作成いたしましたキャッシュレス決済について疑似体験しながら、その仕組みや使い方、トラブル事例と注意点などをウェブで学習できる教材は、広く皆様に御活用いただいているところでございます。学校に対しましても教育教材や学校向けの出前講座の情報提供、教員向けの講座を実施いたしております。

さらに昨年度は高齢者向けの教材を作成いたしました。高齢者がインターネットで利用することの多い5つの場面で想定されるトラブルを取り上げまして、インターネット利用で押さえておくべき基礎知識、トラブルの未然防止策を学ぶことができる内容となっております。こちらも多くの方に御活用いただきたいと考えております。

また、国際金融都市構想などの東京の成長や課題解決に資する重要な施策を担うスタートアップ国際金融都市戦略室においても、国際金融都市東京を実現する取組の一環といたしまして、都民の安定的な資産形成に向けた金融リテラシー向上支援に係る事業を実施いたしました。なお、同室は令和7年度より国際金融都市関連業務につきまして産業労働局へ移管いたしましたが、引き続き都民の金融リテラシー向上支援に係る取組を推進してまいります。

令和6年度には金融経済教育推進機構が設立されるなど、金融経済教育が社会的にも注目されております。そこで金融経済教育を効果的に推進していくためには、皆様方と連携して取り組んでいくことがますます重要になってきていると考えているところでございます。この2月には、東京都消費者対策審議会の部会であります消費者教育推進協議会に都の金融経済教育を推進していく体制について検討していく旨も報告させていただきました。資料7-2がその際の資料となっております。皆様には引き続き一層の御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

金融経済教育部会の説明については以上でございます。

各部会の報告は以上でございますが、委員の皆様から、これまでの部会報告につきまして御意見・御質問等がありましたらお願いしたいと思います。発言を希望される方は挙手にてお知らせください。オンラインの方につきましては挙手ボタンを押してお知らせいただきますようお願いいたします。私のほうから指名をさせていただきますので、御発言の際にはマイクをオンにいただき、終わりましたら再びオフにさせていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、安藤委員、お願いいたします。

○安藤委員 東京司法書士会、安藤でございます。まず、資料3-1の「⑥他機関への紹介」というところで、その他が2位で23%、なかなか多い比率かと思います。聞き漏らしていたら申し訳ないのですけれども、この23%はどういうところなのかというところをお伺いできたらと思います。よろしく申し上げます。

○新内委員 少々お待ちください。

○安藤委員 時間がかかるようでしたら、次の質問をさせていただいてよろしいですか。その間に御用意いただいて。

あと、6-2について1点、昭和記念公園で開催されたイベントに参加いたしまして相談ブースを見ておったのですけれども、現場の職員の方のチラシ配りも積極的で、弁護士の相談も司法書士の相談も人数は多く入っていたようですけれども、どういう相談でしたかということを知ったら、相続とか遺言とか、結局そういう相談ばかりだったそうなのです。それはそれで相談を受けている側はいいのですけれども、イベントの本来の趣旨としては、客層と合っているのかなというところをどんなものなのだろうと思いました。

では、どこが適しているのかというと、すごく難しく、私もここがいいというアイデアがないのですけれども、ファミリー層とかがいるところでマッチしているのかなと思ひまして、ほかに人が集まる場所の候補というか、お考えがあるかどうかをお伺いできたらと思います。よろしく申し上げます。

○志村委員 ただいまの質問につきまして、原委員、いかがでしょうか。

○原委員 貸金業部会の原でございます。おっしゃるように、被害に遭われている方々が集まっているイベントがないのでなかなか難しいところでありまして、そう意味では広く様々な方が集まる場所でやった結果、相談の内容に偏りが出てしまうのはある程度しょうがないのかなと思っています。

ただ一方、そういう意味でいうと、啓発活動はこれだけでやっているわけではなくて、例えばネットを通じた啓発活動なども関係機関の方々と一緒にやらせていただいていますので、問題意識を持っている方々がそこを入り口にして、またいろいろな専門機関のほうにつないでいければと思っていますので、トータルで見ただけであればと思っております。

○安藤委員 ありがとうございます。

○志村委員 では、新内委員、お願いします。

○新内委員 先ほど御質問がございました資料3-1の他機関への紹介のその他のところでございますが、非常に多岐にわたっておりまして、例えば警察や、消費者センターとい

ったところが項目としてございました。

以上でございます。

○安藤委員 ありがとうございます。

○志村委員 ほかにございますでしょうか。

それでは、続いて意見交換に入らせていただきたいと思います。まず、資料を御提出いただいた各委員から、資料の説明も含めて御発言をいただければと思います。

最初に米澤委員、お願いいたします。

○米澤委員 皆さん、お世話になっております。資料の8-1を御用意いたしました。簡潔にお話しします。

私どもは債務の任意整理に対応しております。発端は電話相談です。したがって、この電話相談の件数が業務の全体的な傾向を表すものと考えています。月ごとの数字をグラフにしたものが1ページ目で、でこぼこがあって株のチャートみたいなグラフになっていますが、おおむね右肩上がりになっているという傾向です。

毎月の前年同月比の件数が上回っている状況が、ここ数年続いています。一旦コロナ禍で落ち込んだものが徐々に戻ってきています。

次のページを御覧いただきますと、この件数を年度単位で出しているのにより明確になっていますが、2年度はコロナで落ち込み、徐々にコロナ前の状況に戻ってきて、5,000件という数字に近づいてきています。

次のページ。今ちょうど6年度の数字を集計しておりますので、申し訳ありませんが5年度までのものしかありませんが、3～5年度の借入れ目的ごとの割合を表したものです。それほど大きな傾向の違いはありませんが、6年度については、数字としては少ないながらも、ギャンブルの傾向がどうなるか、一番右側の3～5年度にかけて伸びている悪徳商法がどうなるのか、この2点が気になっています。

それから、全体的な背景事情として気になるのが、裁判所の統計で、破産件数です。これも一貫して伸びているのですが、年度単位で見ますと、6年度は大幅増えていることが分かりました。困窮している人が増えていることの表れであるとする、私どもへの相談の需要が高まってくるのではないかと考えています。

その次のページですが、無担保無保証の債務を3件以上負っている方もずっと右肩上がりが増えていて、一貫して見られます。

最後に、私どもへの相談の端緒ということで、消費生活センターなどの相談窓口から御

紹介いただいた方、それから、インターネットを御覧になった方の割合を示しています。相談窓口からの御紹介の方の割合が増えているのは、私どもから相談窓口の皆さん方への働きかけの効果の表れかとも考えていましたが、一方で、むしろ我々の協会のホームページを見る人が少なくなったのではないかという御指摘もあります。昨今、大きな法律事務所や司法書士事務所の債務整理に関するページが目立っていますので、その影響も受けているのかもしれない。

いずれにしても、皆さん方との連携が非常に大事です。私どもが取り組んでいる任意の債務整理になじむ相談者の方を御紹介いただきますと、私どもの事業も効率的にできますので、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。

○志村委員 ありがとうございます。

続けて、増尾委員、お願いいたしたいと思います。

○増尾委員 では、資料8-2、日本貸金業協会から御報告いたします。

まず、「資金需要者からの相談・苦情・紛争等について」です。1ページを御覧ください。当協会で受けた相談・苦情・紛争の昨年度の数字です。昨年度の資金需要者からの相談受付件数は、一般相談、多重債務関連相談とともに増加しており、合計で1万1354件、前年度と比べて1,236件の増加となっております。多重債務関連の相談は、貸付自粛の制度に関する相談が4,994件で前年度と比べて648件増えています。苦情処理件数は64件で前年度と比べてほぼ倍の31件の増加となっております。

先ほどカウンセリング協会さんからもあったのですけれども、当協会に寄せられる相談・苦情・紛争の件数も増えております。コロナで一度減りましたが、コロナ前の状況に近づいているといった状況です。コロナ禍から貸金市場が回復傾向にあり、貸金業者の貸付件数も増加しているところから、これに比例して相談・苦情件数も増えているのではないかと見ております。

次に2ページ目、こちらが「若年者・若年層に関する相談」です。昨年度、24歳以下の若年者・若年層に関する相談は726件で前年度と比べて60件ほど増加しています。中身を見てもみますと、従来もそうなのですが、本人のことを心配した親御さんですとか、御親族の方からの相談が非常に多くなっておりまして、右の円グラフを見ていただくと、7割強が家族からの相談です。

一方で、成年年齢引き下げに伴って、当協会でも若年者金融トラブルホットラインという

専用の電話を開設いたしました。若年者本人からの相談については記載のとおり、数としてはそれほど多くはありません。

続きまして、3ページ、「金融トラブル相談」ですが、金融トラブルに関する相談は678件、前年度と比べて336件増えており、ほぼ倍増となっています。副業や投資などによって簡単に設けられるということでだまされ、消費者金融複数社より借入れをさせられるというような消費者被害が引き続き非常に増加しております。相談者には適切な情報提供及び助言を行うとともに、出前講座やSNSを活用した啓発動画の配信等によって金融トラブル防止に関する注意喚起も実施しております。また、当協会の協会各社のホームページでも注意喚起などを行うとともに、大手4社を中心に小委員会を立ち上げまして、同じ日に複数の借入れによる総量規制超過の防止策等の検討も始めております。

次に4ページ、「貸付自粛制度」についてです。当協会が貸付自粛を受理した件数、これは登録と撤回ですが6,937件で、これも前年と比べて1,980件増加しております。一番多いのは目的としてギャンブルになりますが、ギャンブルにつきましてはSNSを活用しての注意喚起動画の配信や、公営ギャンブルの関連団体、依存症専門病院のほか、依存症学会などにも継続した周知活動を行っておりますので、そういったことを要因として、この件数が増えているのではないかと考えております。

次に5ページ、「生活再建支援カウンセリング」についてです。多重債務は法的な整理等で解決はしますが、根本的な原因等についてはしっかりお話を伺って一緒に解決へ向けて考えていく、こちらのカウンセリングを行っております。生活再建支援カウンセリングの件数は、新規相談者、継続相談者、合わせて88人に対して計370回実施いたしました。件数的には微減ではありますが、全国の支部においてもカウンセリングを行えるように人材育成に力を入れてカウンセリングを推進しております。

6ページは「他機関との連携」です。記載のとおり、行政、消費生活センターなど出前講座や意見交換を通じて連携を図っております。写真の一番右側は初の試みで、競馬場にギャンブル依存の啓発動画を流していただきました。これを見て相談に訪れる方も出てきております。

続きまして、「金融経済教育・啓発活動及び金融リテラシー向上コンソーシアム活動状況」について、8ページのほうから御覧いただければと思います。以前から作成・配付しております「金融トラブル防止のためのQ&Aブック、22の疑問」ですが、これを改訂いたしました。11月に27万部発行しました。3月末までに25万5000部を無料で配付

しております。

さらに東京都と共同で高校・大学などへの出前講座を実施しております。また、SNSを活用し、年間を通じてT i k T o kやY o u T u b eで注意喚起動画を配信しており、特に8月以降は先ほどお話ししました副業詐欺の注意喚起を強化いたしました。

9ページ、これも東京都と共同で中央大学の有賀研究室の監修の下、世代別の詐欺対策動画を作成いたしました。これはタスク詐欺やSNS型ロマンス詐欺、サポート詐欺などに注意しましょうといった内容で、専用のホームページで公開しております。また、神奈川県警からの協力要請があり、ヤミ金融に関する注意喚起動画を作成してSNSの広告で配信もしております。さらにこれは先ほども申し上げましたが、船橋競馬のデジタルサイネージでの注意喚起動画の放映にも取り組んだということでございます。

10ページを御覧ください。先ほど説明したとおり、近年増加している遠隔操作アプリを悪用した副業などの勧誘による金融トラブルの注意喚起を継続して行っていますが、いまだに被害が減少する兆しが見えません。このような状況を踏まえまして、多くの資金需要者が生活環境の変化を迎える時期に、既存の注意喚起動画をより注意を引く映像に再編集しまして、6つの媒体を用いて集中的な注意喚起キャンペーンを展開いたしました。

11ページ、金融リテラシー向上コンソーシアムは、金融知識の向上とトラブル防止を目的に令和5年6月に当協会と大手の貸金業者が共同で設立した団体です。中心事業は学校等に出向いてのセミナーで昨年度は1万人に実施しております。また、J-F L E Cや警察とも連携いたしまして、特殊詐欺であるとか、闇バイトへの注意喚起なども行っています。

12ページ、これは大手貸金業者4社の副業詐欺・投資詐欺の相談の受付状況でございます。副業詐欺に関する相談が大半となっております、引き続き注意喚起が必要な状況だと考えております。

最後に13ページ、金融リテラシー向上コンソーシアムでは金融犯罪防止の新たな取組としまして、昨年9月より金融機関への疑わしい口座情報の提供を開始しております。今年2月の時点で、提供情報により35件の口座が凍結されており、一定の効果が出ていると考えております。

貸金業協会からは以上となります。

○志村委員 ありがとうございます。

続きまして、生田委員、お願いいたします。

○生田委員 法テラス東京副所長の生田と申します。民事法律扶助を担当しております。

この民事法律扶助は法律相談援助、代理援助、さらには書類作成援助に分かれているのですけれども、資力の乏しい人に対する法的支援ということで、まず、法律相談援助というのは無料の法律相談を提供するというものです。令和5年度、令和6年度、令和6年度は速報値なのですけれども、見ていただくと、令和5年度は3万7000件、令和6年度は3万5000件とあります。これは東京の場合、若干減少しているように見えるのですけれども、全国的には年間30万件ぐらいということで大体横ばいという感じです。コロナの時期にも法律相談援助に関してはさほど減少はしなかったというところではあります。

見ていただきたいのは、令和6年度、多重債務の相談が46.5%となっていますけれども、全国的にも45%ぐらいということになっています。10年前を見ていただくと、30%ぐらいだった割合がかなり増えてきているというところではあります。

もう一つ、代理援助というのは、弁護士をつけて破産の申し立てをすとか、あるいは弁護士・司法書士に依頼して任意整理をする、その費用について法テラスが立て替える。お金については毎月5,000円ずつぐらい返してもらうという制度ですけれども、東京の場合は、令和元年、2年のところを見ていただくとぐっと下がっています。これはコロナの影響ですけれども、全国的にも同様の傾向があつて、30年と令和元年は11万件を超える数字だったのが、現状では10万件台前半ということになってきています。

代理援助のうち、多重債務の割合が東京の場合は60%ぐらいということですが、これは全国的にもそうです。10年ぐらい前を見ていただくと、50%だったのが60%台になっているところを見ていただく必要があるところかと思えます。

法テラスは来た案件を受け付けるという立場なので、こういう多重債務の相談を減らすというよりは、陥ってしまった人に対してしっかりした法的アクセスと法的支援をすることというところですが、引き続きこの問題については注視していきたいと思っております。

以上です。

○志村委員 ありがとうございます。

続きまして、岡崎委員からお願いしたいと思います。

○岡崎委員 東京都金融広報委員会の岡崎です。初めにJ-FLEC（金融経済教育推進機構、ジェイ・フレック）につきまして、本日の皆様の資料でも言及いただいておりますけれども、設立されたばかりということで、少し御説明をさせていただきます。

東京都金融広報委員会との関係ですけれども、覚書を締結し、当委員会がJ-FLEC

から助成金を受領するとともに、覚書に記された事項を履行するという関係にあります。

J－FLEC(金融経済教育推進機構)は昨年4月5日に設立された機関でございます。出資者は、政府、日本銀行、全国銀行協会、日本証券業協会の4主体でございます。政府の方針に基づきまして、生活設計、家計管理、消費者トラブル防止、資産形成に力を入れていくということで設立されております。

右のページにございますように、講師派遣イベント・セミナー、個別相談、ウェブサイトやSNSによる情報発信を行っております。○が3つ重なっているところに主要事業を書いております。いろいろ書いておりますけれども、個別相談というのが新しい取組でございます。新しいと申しますのは、この金融経済教育推進機構は金融広報中央委員会の機能を承継しておりますけれども、金融広報中央委員会及び都道府県金融広報委員会では個別相談は行っておりませんでした。お金や金融の問題について個別相談をするという事柄について、より広く普及させていく必要があるということで、事業の柱にしております。講師派遣と個別相談が実質的に重要な機能となっているかと思っております。

イベント・セミナーにつきましては、J－FLECそのものを知っていただくために全国各地で実施しているところでございます。また、ウェブサイトやSNSで組織や活動内容について御紹介しております。

講師ですが、認定アドバイザーという方々を委嘱しております。もともとの金融広報アドバイザーや証券インストラクターから正式な審査を改めて経まして移行した方々もいらっしゃいますし、新たに登録された方々もいらっしゃいます。現在全国で1,200名を超えている状況です。内訳はCFP、AFP、FP2級以上の方、そのいずれかをお持ちの方が87.7%となっております。ファイナンシャルプランナーが多い状況です。そのほか、消費生活相談員、証券外務員の資格をお持ちの方、弁護士、税理士、司法書士の方、社労士の方などもいらっしゃいます。そういった状況で、東京都に関しては271名に増えてきているところでございます。

そして、個別相談の導入部分では無料体験を受け付けております。また、無料相談を利用後、もっと相談をしたいという方に関しましては有料の相談となりますが、その場合にも利用しやすいようにということで、右下のページに記載しておりますように、割引クーポンという制度を実施しております。この制度を利用頂きますと、利用料の8割方が割引クーポンによって免除されるという仕組みになっております。これらの取組を御活用いただき、また、より広く知っていただくということに関して御支援をいただければありがた

く存じております。

次のページに進ませていただきまして、先ほども御紹介いただきました本年7月18日の講演会につきましてでございます。菊地幸夫弁護士に消費者トラブル防止・啓発の御講演をいただく予定でございます。東京都金融広報委員会と東京都の共催で開催させていただきます。東京都金融広報委員会といたしましては、こちらの講演会をはじめ、もう一つ、あるいは2つ、他の主体と共催という形で講演会を開催したく存じております。

このほか、学校における金融経済教育に力を入れておりまして、研究校との共催による公開授業や金融経済教育協議会、そして、本年度はオンデマンド配信の教員セミナーを開催したいと考えております。講師派遣に関してはJ-FLECに移管しまして、J-FLECの行う講師派遣事前調整という形でのお手伝いをするという体制になっております。

御紹介させていただきましてありがとうございます。今後ともよろしく願いいたします。

○志村委員 ありがとうございます。

それでは、伊藤委員の代理として御出席いただいております岩崎様よりお願いしたいと思っております。

○伊藤委員（代理出席 岩崎様） それでは、資料8-5について御説明をさせていただきます。大変恐縮なのですが、この1枚目のみ非公開とさせていただければと思います。

まず、「令和6年度の多重債務相談の受付状況」です。グラフが3つございますけれども、真ん中のグラフを御覧いただくと、令和4年、5年、6年と右肩上がりが増加しております。この資料にはないのですが、令和7年度、足下の4月、5月の状況を見ましても、昨年と同時期と比べると大幅に増えてございますので、今年度が始まってまだ2か月でございますが、このペースが続くと令和6年度を超える状況になるのだろうと懸念をしております。

その相談の内訳ですけれども、右側のグラフになりますが、相談件数の2割強が発達障害の方、精神疾患の方、あと、ギャンブル依存症、こういったものを抱えている債務者の方が多くて、なかなか御自身では家計の管理が難しいという方からの相談が非常に多い。特に20代、30代でこういった問題を抱えていらっしゃる方の相談が増えてきているという状況でございます。

下に目を移していただきまして、2ポツの「借入れ手段が気になる多重債務相談」ということで、個別の事例なのですが、2つ目の黒丸の事例で、「金融業者からの借入れ

困難で先払いギフト券買取り業者を10社以上利用」という事例でございます。

この相談者の方は数年前からギャンブルにのめり込まれて、多重債務者と同じで自転車操業状態ということで、その後、結局どこからもお金が借りられなくて、ネットでこの先払いギフト券買取り業者を見つけて利用したと、結果的にも10社以上そういった業者を利用して多重債務が膨れ上がってしまったという事例でございます。こういった先払い商品の買取り業者に関しては金融庁のほうでも注意喚起をしているのですけれども、こういった事例が最近急激に増えているとまでは申しませんが、少し目立ってきているということで御紹介をさせていただきました。

2枚目はチラシで恐縮なのですが、関東財務局のほうで注意喚起の動画を作成しております。これは暗号資産ですとか、FXとか、副業詐欺しか記載しておりませんが、注意喚起動画自体は、フィッシング詐欺、なりすましといった注意喚起の動画もつくっております。右下の二次元コードから簡単にアクセスできますので、もしよろしければ、御覧いただいて御活用いただけると幸いです。

私どものほうからは以上です。

○志村委員 ありがとうございます。

それでは、ただいま資料を御提出いただきました委員の皆様からの御説明が終わりましたので、ただいまの御説明、それから、全体を通してでも構いませんので御意見・御質問等がございましたら御発言をお願いしたいと思います。オンラインで発言を希望される方は挙手ボタンを押していただければと思います。会場の皆様は挙手をしていただければと思います。いかがでしょうか。ございませんか。

そうしましたら、少し時間がございますので、私のほうから順番に御発言をお願いしたいかなと思っております。

田中委員、いかがでしょうか。

○田中委員 弁護士の田中です。弁護士会の法律相談等ではクレサラ案件というのが劇的に増えたり減ったりというのはないのですが、ここ数年の傾向として別の委員会でも同じことを言っているのですが、副業詐欺、投資詐欺などの詐欺を原因とする多重債務がかなり目立つというのと、もう一つは先ほどのご報告でありましたとおり、精神系の問題を抱えている方が、いわゆる推し活などに過大に費消してしまっているような案件は、ここ数年本当に目立っておる状況です。

今日はオンラインで大変恐縮ですが、破産管財事件においても、精神疾患を抱えている

方が推し活等に過大に費消してしまっただけで破産になったという案件なども現にございます。これは今年になって増えたとかではなくて、ここ数年、以前とはかなり傾向が異なる多重債務原因が増えている状況が続いているのかなと思っております。

弁護士会として特別にそれに対応できてはいませんが、先ほど貸金業協会様に紹介していただいたように、いろいろな媒体で注意喚起をしていただいているというのは非常にありがたいことだと思っております。

私からはとりあえず以上です。

○志村委員 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

笹森委員、いかがでしょうか。

○笹森委員 私のほうも多重債務の案件を結構多く扱っていて、副業詐欺とか、それ以外にもロマンス詐欺に遭って、それを借入金で賄ってしまったことで破産に至る方とか、若い方でクレジットカードをリボ払いでずっと利用して定額で払っていたら、ある日上限にいつか突っ込んでしまって突然すごい金額の請求が来て、これ以上無理となってしまったとか、そういうような案件が多かったりします。

若い方などは特にあまりよく事情が分かっていないまま、気づいたら負債が増えていたという案件も結構多いと感じているところなので、若い方に対するいろいろな啓発とかがかなり必要なのではないかなということを感じています。

以上です。

○志村委員 ありがとうございます。

中村委員、いかがでしょうか。

○中村委員 川の手市民の会の中村です。今回から委員にさせていただきました。

今日皆様の報告を伺っていると、ここ数年、相談件数がどんどん増えているということなのですが、私たちのクレサラの被害者の会はあまり広報活動がうまくいってなくて相談が少なくなってきたりしまして、広報活動に力を入れていきたいと思っております。

活動報告としては以上になります。

○志村委員 ありがとうございます。

それでは、高橋委員、いかがでしょうか。

○高橋委員 東京都社会福祉協議会の高橋です。

私どもは東京都さんから補助金をいただいて多重債務生活再生事業をやっているのですが、

先ほど冒頭にその報告があったところではございますが、付け加えて言うならば、精神疾患と申しますか、精神的なものを抱えたという相談が非常に目立ってきているというのは、相談員からよく聞かされるところであります。

一方で、精神というところが、なかなか相談員から見分けにくいと申しますか、精神保健福祉センターとか、そういったところに相談すると、そうだよねみたいな話があって、相談員がなかなか見分けのつかない難しいところがあるのかなと思います。

もう一つ、本人のそういう精神的なもの以外に、詐欺でだまされる、あるいはギャンブル、そういったところにつけ込むと申しますか、そういったところを規制するというのでしょうか、何かそういう仕組みがないと、結局この問題はなかなかなくなるのかなと感じます。

特に私どもの相談のところでは、20代、30代がそれぞれ2割ぐらいなのです。そこが少しずつ増えていると感じていますので、特にそちらのほうはスマホで簡単にショッピングができる、あるいはそこでだまされてしまうというようなところの防波堤と申しますか、そんなところで何か取り組めないのかなというのは窓口のほうで感じているところがございます。

以上です。

○志村委員 ありがとうございます。

ほかに皆様方からございますでしょうか。よろしいですか。

ほかにないようでしたら、最後にその他、事務局から何か連絡等がございますでしょうか。

○阿部課長 2点ほど御連絡を申し上げます。

1点目、重ねてのお願いで恐縮でございますけれども、本日の資料のうち、資料3-3、8-3及び8-5の一部につきましては、先ほど委員からもお話がありましたけれども、席上配付会議の資料になりますのでお取扱いについては御留意いただきますようお願いいたします。

もう1点、次回の協議会につきましてですが、日程につきまして、事務局において調整の上で改めてお知らせをいたします。よろしく願いいたします。

○志村委員 ありがとうございます。

これで本日予定しておりました議事は終了いたしました。

皆さん、長時間ありがとうございました。

第22回「東京都多重債務問題対策協議会」は、これもちまして閉会いたします。

今後も関係団体と連携を図りながら多重債務問題に取り組んでまいりますので、委員の皆様方には引き続き御協力をお願いいたします。ありがとうございました。

午後4時27分閉会